

意見書案第 24 号

香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 9 月 28 日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

香港民間団体による領海への侵入及び尖閣諸島への不法上陸に関する意見書

今年8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が我が国の領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては、事前に予告があったにもかかわらず、みすみす不法上陸させることとなった。

また、海上保安庁の艦船に対してれんが等を投げ付けるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があると考えられるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し、強制送還としたが、政府は、国益を損なうことのないよう厳然とした措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、日本の国家主権を断固として守るために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 今後、同様の事案があった場合には、我が国の法令を厳正に適用すること。
- 2 中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
- 3 尖閣諸島及びその海域の警備態勢を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携及び装備・人員の拡充を急ぐこと。
- 4 施設の整備などを通じて尖閣諸島周辺の海の有効活用を図ること。
- 5 尖閣諸島は、歴史的にも国際法の上でも我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣

防衛大臣